平成２１年（フ）第３９号
富山市婦中町速星593番地１
破産者　阿部　京子
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５８号
富山市高園町24番４号
破産者　笠井　秀子
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７６号
富山市道正１番地１　高志更生ホーム
破産者　笠井　忠男
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４６号
山梨県甲府市青葉町８番17号　ツイングリナリーＡ－１Ｆ
破産者　大内　利男
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１７７８号
名古屋市緑区梅里１丁目27番地　タウン梅里Ｇ棟102号
破産者　伊藤　美香（旧姓小川）
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２６６号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山面35番地174
破産者　廣岡　賢治
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１２１号
滋賀県彦根市海瀬町327番地３
破産者　吉原　数弘
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第２２７号
滋賀県彦根市小泉町620番地52
破産者　岩崎ちよみ
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１３２７号
京都市山科区竹鼻堂ノ前町41番地の３　ルシエル山科202、住民票上の住所京都市山科区大塚大岩３番地の62
破産者　濱田　健児
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４４号
京都府城陽市寺田宮ノ平３番地の64
破産者　澤田　己良
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６７５号
大阪市城東区古市３丁目８番８―104号、前住所大阪市鶴見区横堤４丁目15番30号
破産者　石田　和睦
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７４４号
神戸市東灘区住吉本町１丁目１番18―204号、前住所神戸市灘区記田町３丁目１番20―302号
破産者　米山　達也
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８０９号
大阪府守口市藤田町３丁目13番２―501号
破産者　野久尾　弘
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５８８号
大阪市此花区高見１丁目４番56―410号
破産者　吉田　智隆
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０８２号
兵庫県伊丹市伊丹６丁目６番14号
破産者　木村　　潤
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３１２号
大阪府枚方市桜丘町72番３号
破産者　桝本　厚志
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５８６号
神戸市須磨区須磨浦通５丁目６番17―902号
破産者　秋本　俊幸
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５５９０号
大阪市淀川区塚本３丁目12番６―609号
破産者　Ｔｒｙ　ｍａｋｅこと　高橋　尚賢
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６００９号
兵庫県加古川市志方町横大路651番地の１
破産者　稲岡　厚海
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０７７号
大阪市住之江区南港中４丁目２番15―1414号
破産者　ＢＡＳＳＥＤＡ　ＳＡＢＥＲ（バセダサバー）
１　決定年月日　平成22年１月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部